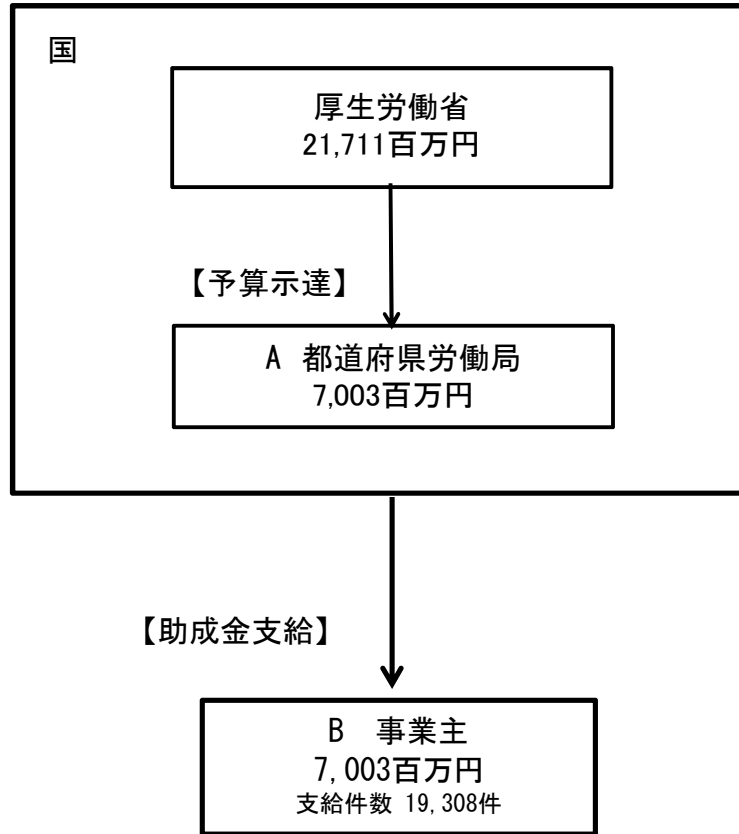


平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	キャリア形成促進助成金			担当部局庁	職業能力開発局			作成責任者
事業開始年度	平成13年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	育成支援課			育成支援課長 伊藤正史
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名	V-1-1 多様な職業能力開発の機会を確保する			
根拠法令(具体的な条項も記載)	雇用保険法 第63条第1項第1号、第4号、第5号及び第7号、雇用保険法施行規則 第124条及び第125条、職業能力開発促進法第15条の3及び第96条			関係する計画、通知等	第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号)			
主要政策・施策	少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、事業主等が行う職業訓練等を支援する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者に計画的な職業訓練等を実施する事業主等、自発的な職業能力開発に取り組む労働者に対して配慮等を行う事業主に対して、訓練に要した経費や訓練中の賃金の一部を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する。							
実施方法	直接実施、補助							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	8,246	8,489	21,711	27,058		
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	280	-	-	-		
		計	8,526	8,489	21,711	27,058	0	
	執行額	8,526	6,467	7,003				
執行率(%)	100%	76%	32%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績		-	-	-	
			目標値		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	支給決定件数	活動実績		件	19,630	19,862	19,308	
		当初見込み		件	18,135	19,630	21,292	35,621
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	単位当たりコスト	単位当たりコスト = X / Y		千円	434	326	363	731
	計算式	X:「支給決定額」 Y:「支給決定件数」		X/Y	8,526,369千円 / 19,630件	6,467,181千円 / 19,862件	7,003,283千円 / 19,308件	26,025,428千円 / 35,621件
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	雇用安定等給付金	26,025						
	諸謝金	596						
	職員旅費	11						
	委員等旅費	37						
	庁費	252						
	土地建物借料	137						
計	27,058	0						

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	経営基盤が弱い中小企業事業主の訓練支援については企業の自助努力に任せるだけでは解決が困難であり、国が積極的に支援する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	経営基盤が弱い中小企業事業主の訓練支援については企業の自助努力に任せるだけでは解決が困難であり、国が積極的に支援する必要がある。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	企業の人材育成に関する取組は年々減少傾向にあり、人材育成の取組の強化が求められていることから、中小企業事業主が従業員に対して訓練を行った場合に助成する本助成金は、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	助成金は、審査の上、支給要件に合った申請がなされた事業主に対してのみ支給している。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	支給要領で定めている額を適正に支給しており、単位当たりコストの水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	厚生労働省本省から必要額を都道府県労働局に予算示達をし、労働局において適正に支給している。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	助成金の支給にあたり、必要不可欠な経費のみを支出している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	制度改正により平成26年度から新規申請が出てくるメニューについて、見込みよりも申請が低調であったため。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	手続きが煩雑であった点を考慮し、申請時の添付書類の簡素化を図るなどの見直しをしている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	「企業内の人材育成に資する」ことを助成目的としているため、「訓練等を受講させた目的が達成されているか」を指標としており、助成効果を見る上で適当。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	予算の範囲内に収まっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	キャリア支援企業創出促進事業により、企業に対して労働者のキャリア形成の支援に関する助言・情報提供等を行い、労働者に対する職業能力開発支援に取り組む企業の創出を促進した上で、職業能力開発支援として企業がその雇用する労働者に計画的な職業訓練等を行った場合はキャリア形成促進助成金による助成を行う。 本事業は労働者に計画的な職業訓練等を実施する事業主等に対して助成し、事業番号611は被災地の事業主に対して助成するもの。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	厚生労働省職業能力開発局	597	キャリア支援企業創出促進事業		
厚生労働省職業能力開発局	611	キャリア形成促進助成金(復興関連事業)			
点検・改善結果	点検結果	支給決定額及び支給決定件数は、前年度とほぼ同数となっているが、一部の助成メニューについて活用が進んでいないものがあることから、制度の改善などの見直しが必要。			
	改善の方向性	活用が進んでいない一部の助成メニューについて、要因を分析し制度の改善を図ること。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	784	平成23年度	708	平成24年度	624
平成25年度	590	平成26年度	596		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.東京労働局			E.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	助成金	事業主に対する補助	1,603			
	計		1,603	計		0
	B.法人A			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
助成金	事業主に対する補助	10				
計		10	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	予算配賦	1,603	-	-
2	大阪労働局	予算配賦	739	-	-
3	愛知労働局	予算配賦	569	-	-
4	福岡労働局	予算配賦	457	-	-
5	神奈川労働局	予算配賦	345	-	-
6	北海道労働局	予算配賦	241	-	-
7	兵庫労働局	予算配賦	173	-	-
8	埼玉労働局	予算配賦	145	-	-
9	千葉労働局	予算配賦	135	-	-
10	静岡労働局	予算配賦	128	-	-

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	法人A	事業主に対する補助	10	-	-
2	法人B	事業主に対する補助	10	-	-
3	法人C	事業主に対する補助	9.9	-	-
4	法人D	事業主に対する補助	9.7	-	-
5	法人E	事業主に対する補助	9.7	-	-
6	法人F	事業主に対する補助	9.6	-	-
7	法人G	事業主に対する補助	9.5	-	-
8	法人H	事業主に対する補助	9.4	-	-
9	法人I	事業主に対する補助	8.5	-	-
10	法人J	事業主に対する補助	8	-	-